

日立税務署から確定申告のお知らせ

1 医療費控除を適用される人へ

医療費控除は、平成29年分の確定申告から領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容について確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできますが、令和2年分以降は「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

2 公的年金などを受給されている人へ (確定申告不要制度のお知らせ)

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。



所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

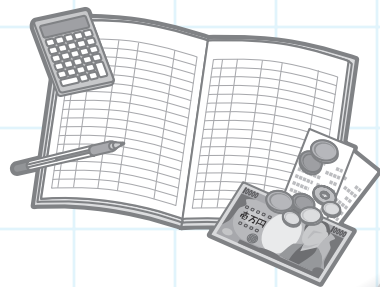
また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。

3 消費税の確定申告をされる人へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。



■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346（自動音声案内）